

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの期間は船員法適用の事業場に就労していた。昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで〇工業、昭和〇年〇月から平成〇年〇月末までの約17年間、〇会社において主としてガス切断、電気溶接などの作業に従事していた。

請求人は平成〇年〇月〇日に「脳梗塞」治療のため〇病院に入院したところ、当該医師より傷病名「肺がん」及び「胸膜プラーク」があると説明を受けたと請求人は述べている。

請求人は診断疾病が業務上の事由によるものとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は調査の結果「肺がん」は確定診断までには至っていないことから認定基準に該当せず、業務上疾病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社等において石綿にばく露し、「肺がん」を発症したものであり、業務上災害であることは明らかである。従って、石綿疾患としての肺がんを認められないとして不支給した監督署長の不支給決定処分は誤りある。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 請求人の傷病名

主治医に傷病名について意見書を求めたところ、「肺がん」は「胸部CT上疑わしい」との所見で確定診断までには至っていない。

#### (2) 請求人の業務内容

請求人は、〇会社に昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで在籍し、ガス切断、電気溶接などの業務に従事していた。石綿ばく露については会社より「石綿含有製品が法的に禁止されてから使用していないが、時に年数回程度、石綿を含む製品の組立に使用した。」旨の回答がなされたため石綿ばく露があったものと推測したが、石綿吸入の頻度は非常に少ない。

なお、〇会社以前に勤務していた〇工業は既に廃業しており、石綿ばく露の事実を推測できる客観的根拠は認められない。

したがって、請求人は〇会社での在籍期間17年のうち石綿ばく露期間は不明であるも、事業主も石綿使用について否定はしていないことから、石綿ばく露作業の程度は不明であるが、石綿ばく露作業を否定することができないため、石綿ばく露作業に従事していたものと考えることが妥当である。

#### (3) 医学的所見

請求人の胸部X線等所見において第1型以上の石綿肺、胸膜プラーク及び石綿小体・石綿繊維も確認されず、肺がんについて「疑い」であり確定診断までされていない。

以上のことから、請求人の傷病名について医証等から「肺がん」であるとの確定診断に至っていないため、石綿による疾病の認定基準に該当せず、業務上疾病とは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人の石綿ばく露作業について

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで、〇会社で主として金属加工（切断、組立、溶接）に従事していたもので、石綿作業については、昭和〇年の入社時から溶接時に熱防止として石綿を使用し、これは〇工場のみ平成〇年位まで使用し、〇所内では旋盤等の整備が目的で、養生等に石綿を使用していたと述べている。

〇会社は、「主体作業としては無いとした上で、時に年数回程度、石綿を含む製品の部品（パッキン、ガスケット）を配管等の組立に使用したり、現地工事等でのガス切断、アーク溶接時の火の粉対

策の養生用に石綿布を対象物に掛けたりした。その後、石綿含有製品が法的に禁止されたので使用していない。」と述べている。

以上により、請求人が○会社に在籍していた17年間のうち、石綿にばく露した期間と石綿ばく露の程度は不明であるも、石綿粉じんを直接、又は間接的にばく露を受けたものと推測する。

(2) 請求人に発症した疾病について

主治医は、胸部CT上、右肺上葉S3に結節状の陰影を認め、画像上は肺癌の可能性高いと考えられるが、気管支鏡検査にて精査行うも病理学的には、確定診断には至っていないとしている。また、細胞診報告書で細胞判定は「正常あるいは良性」で「悪性腫瘍、癌を思わす所見はない」と報告されている。さらに、主治医は、胸膜プラーク及び石綿小体・石綿繊維は「無」とされ、石綿肺は「有」（両下肺背側にびまん性小粒状影あり）と所見している。

地方労災医員は、「石綿肺について両下肺肺側にびまん性小粒状影はあるが、第1型以上の石綿肺には該当しない。また、病理診断報告書からも悪性所見は認められず、肺癌としての病名は確定していない。よって、傷病名は「肺癌の疑い」であり、かつ、石綿関連疾患としての医学的事項を満たさないと考える」旨所見している。

よって、主治医及び地方労災医員とも①傷病名が「肺癌疑い」で確定診断まで至っていないこと、②認定基準に示されている胸膜プラーク、石綿小体・石綿繊維が「無」であること、③地方労災医員は石綿肺について第1型以上には該当しないと所見していることから、請求人の疾病については認定要件を満たすものとは認められないと判断する。

(3) 以上のことから、○会社において石綿ばく露があったものと推測されるが、請求人に発症した本件疾病は、医学的に「肺癌」であるとの確定診断に至っておらず、「石綿による疾病の認定基準」の要件で示された石綿との関連が明らかな疾病に該当せず、労働基準法施行規則別表第5号及び7号7に掲げる石綿にばく露して発症した疾病にも該当しないため、請求人に発症した本件疾病は、業務上の疾病と認められないものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付について支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。